

平令2年度 丹波篠山市教育委員会
第1回 特別支援教育コーディネーター研修会

「特別支援教育コーディネーターとして」
～ こんなときどうする ～



令和2年6月25日
丹波篠山市教育研究所

本日の内容

- 1 特別支援教育コーディネーターの役割
- 2 校内委員会では何をしますか
- 3 校内委員会やケース会議を進めるポイントは
- 4 支援が必要な子どもについて担任から相談が寄せられたがどうする
- 5 支援が必要な子どもの実態把握の観点は
- 6 教職員の特別支援教育の理解推進を図っていきたいがどうする
- 7 保護者との連携をどのように進めて行くか

1 特別支援教育コーディネーターの役割

大きく分けて、以下のような役割があります。

- (1) 校内委員会(教育支援委員会)の推進
- (2) 校内での連絡・調整・相談
- (3) 関係学校園や関係機関との連絡・調整
- (4) 保護者からの相談窓口
- (5) 校内研修の企画・運営
- (6) 小・中学校への支援(特別支援学校)
- (7) 地域内の特別支援教育の核としての関係機関との連絡調整(特別支援学校)

(1) 校内委員会(教育支援委員会)の推進

いつ、どのような議題で行うのかを計画し、運営します。校内委員会で話し合われたことや決定事項は職員会議や学年会で報告し、共通理解を図ります。

(2) 校内での連絡・調整・相談

特別支援学級の担任や通常学級において支援を要する児童生徒の学級担任、特別教育支援員、養護教諭、スクールカウンセラー等と連絡をとり、相談役や調整役を務めます。

必要があれば、学級担任へのアドバイスや支援を行ったり、教師間の連携を依頼したりします。

(3) 関係学校園や関係機関との連絡・調整

小学校は、幼稚園等から、中学校では小学校から必要な情報を聴き取り、引き継いでいきます。同様に卒業した際には進学先の学校への引継ぎを行います。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整も行います。丹波篠山市には次のような関係機関があります。

- ・篠山養護学校(学びサポートルーム)
- ・丹波篠山市教育委員会(教育研究所、たんばさ
さやまキッズ発達支援チーム)
- ・丹波篠山市児童発達支援センター「わかば

(4) 保護者からの相談窓口

保護者からの相談を受け、必要に応じてアドバイスをしたり、関係機関を紹介したり、関係機関に連絡をとったりします。

(5) 校内研修の企画・運営

校内の教職員間で児童生徒の共通理解を図ったり、講師を呼んで研修会を開いたりするなど、特別支援教育に関する研修の企画・運営を行います。

2 校内委員会では何をしますか

兵庫県では、校内委員会を以下のように定義しています。

★校内委員会(教育支援委員会)

「校内委員会」とは、校長・教頭をはじめ特別支援教育コーディネーターが中心となって、LD・ADHD・高機能自閉症などをはじめ、特別な配慮を必要としている子どもたちの困難さを理解していくための実態把握を行うとともに、本人・保護者の願いを基本とした、よりよい指導や支援について考えるための校内組織です。

(兵庫県立特別支援教育センター)

【事例】

授業中に着席できず、動き回ってしまう多動傾向のA君がいます。多くの場合、担任がそのA君への対応にあたりますが、思うような成果が出せず、「どうしてなんだろう」と一人で抱え込み、そして思い悩んでしまうことがよくあります。こういった状況を担任だけに任すのではなく、第三者の目を見て、どのような支援を行っていったらよいかを組織として検討していくのが校内委員会の役割です。

以下のような内容で校内委員会を実施します。

(1) 実態把握

担任へのヒアリングや教室で児童生徒の様子を参観して実態を知る。

(2) 具体的な支援方法の提示

実態把握をもとに、声かけや環境整備の方法など、具体的な支援方法を提示する。

(3) サポートファイルの作成(個別の教育支援計画)

今後どのような支援を行っていけばよいか、先の見通しをもった計画を考える。(担任との共同作業)

(4) 教職員への啓発

校内委員会で知り得た情報を委員会内だけにとどめるのではなく、全教職員で共有するための短時間研修を行う。

(5) 専門機関との連携

必要に応じて、特別支援学校や医療機関等と連携し、専門的な立場からアドバイスをもらう機会をつくる。

(6) 家庭・地域の理解啓発

家庭やPTA、地域の理解啓発を進め、家庭や地域との連携を図る。

3 校内委員会やケース会議を進めるポイントは

できるだけ短時間で話し合いをまとめ、参加した教師が参加してよかったと満足感をもち、元気が出るような会の運営をすることが、重要なポイントです。

(1) 校内委員会(教育支援委員会)

ア 時期とメンバー

月に1回、定期的開催し、校内の支援体制に関わる内容を討議します。その際、管理職がメンバーに入り、リーダーシップを発揮することが大切なポイントです。

イ 準備物

ケース会議の報告も含め、たくさんの内容を検討するため、特別支援教育コーディネーターはレジュメや資料を準備し、計画的に進行することが大切です。

ウ 進行

終了時刻を設定し、予定時刻内に終了するように努力します。

また、校内委員会で決定したことは必ず全職員に知らせ、校内の理解啓発を進めます。

(2) ケース会議

ケース会議は、校内委員会の中だけでは解決できない事案や専門家のアドバイスが必要なケースなど、個人の案件を具体的に検討する会議です。

ア 時期とメンバー

ケース会議が必要だと声が上がった時が大事な時です。特別支援教育コーディネーターは、なるべく早くケース会議を開くことができるように、担任・学年団・専科・養護教諭など、その子どもに関わる教師に連絡し、フットワーク軽く日時を設定します。(専門家が必要な場合は調整)

イ 準備物

次のような物を準備しておく、客観的に子どもの状態を捉えることができるので大変有効です。

・行動の記録(行動面に課題がある場合)

「いつ(日・時間帯・教科等)、きっかけ、具体的に気になる言動」など。

・学習成果物(学習面に課題がある場合)

「ノートやプリント、テスト、作文、連絡帳、絵」など。

・授業中の様子等の動画(本人・保護者の了解のもと)

子どもの様子から様々な気づきを得ることができます。

・子どもが好きなこと、得意なこと

子どもの課題だけに目が行きがちですが、指導や支援にも有効に活用することができるので、大変重要です。

ウ 進行

・会議の予定終了時刻を設定します。1時間以内

に終了するのがよいと思います。

・1回目に【背景や要因把握】

↓

【方針、目標設定、指導・支援】

・1、2週間実践した後、2回目【評価→修正】という流れで成果を確かめ、指導・支援を進めていきます。

・メンバーから出される様々な意見やアイデアは、その場でホワイトボード等にまとめて視覚化したり、KJ法でまとめたりすると、話し合いの方向性が明確になって効果的です。

・何でも言える和やかな雰囲気づくりも重要です。

最後に次回の開催日を設定して、さっそく翌日から実践します。

4 支援が必要な子どもについて担任から相談が寄せられたらどうする

担任と一緒に実態把握を行い、課題を明確にした上で具体的な支援方針、支援方法を考えていきます。

(1) 子どもの実態把握を共に

・担任の悩みや戸惑い、不安や疑問点、願いなどを共有し安心して相談できる対応を心がけることが大切です。

- ・日々の子どもの様子を様々な角度から聞き出します。

どのような場面で、子どもはどのようなことをするのか、問題行動がある場合、周りの者にとっても問題とを感じる行動なのか、子どもの実態把握を担当と共に行い、子どもを取り巻く状況の整理を行います。

(2) 課題の明確化と具体的支援方針の共有

- ・現時点の課題は何かを話し合い、明確にします。
- ・課題設定が子どもにとって高い課題になっていないか見直すことも必要です。スモールステップで課題に迫っていくことも検討します。
- ・課題を明確にし、次に具体的支援方法を考えます。

- ・子どもにとって好きなことや得意なことを用いた支援方法を探ることも大切です。
- ・周りの子どもと共には何か、集団の力を用いての支援も必要です。
- ・学校全体として支援方法の共有化を行い、必要に応じて支援方法を再考していくことが大切です。

5 支援が必要な子どもの実態把握の観点とは

子どもの能力や特性など子ども自身だけでなく、子どもを取り囲む環境についても把握し、個と環境との相互作用を解釈し、そこから支援の方向性を立てます。

実態把握の領域

(1) 学力と学習のつまづき

- ・授業態度、学力、基礎的学力、つまづきの特徴、学習スタイル、仲間との協力の仕方テスト、提出物（書字、絵、日記、新聞、ノート等）、標準学力検査などから見ます。

(2) 知能、認知機能

- ・知能、聴覚、視覚認知機能、言語能力は、保護者と本人の同意の上で、専門機関で心理検査等を実施する。

☆篠山養護学校サポートルーム、研究所で実施

- ・子どもの特性を評価し、発達の見通しを持った上で、その子どもに適した指導・支援の方策を

(3) 行動・生活

- ・授業・休み時間・課外学習での行動(対人含)、身なりなど生活全般を見る。
- ・離席等問題行動がある子はABC分析等(別添資料1)で、行動が起こる直前、行動が起きた後の結果を記録してその行動の目的や理由を推測し、直前・直後の対応の改善につなげます。対人行動からはコミュニケーション・言語能力など様々なことを把握できます。

(4) 感覚・運動

- ・話を聞いているときの動作、環境音に対しての反応で聴覚認知(聴覚的図と地・短期記憶等)を見ます。
- ・黒板や本を見たり、字を書いたりするときの目の動きや身体の動きで視覚認知(注視・追視機能等)を、交差図形等のなぞり書きで視覚的図と地の弁別機能を見ます。

- ・姿勢保持や運動能力・全身の協調性を、鉛筆の握り方や道具(定規、コンパス、リコーダー等)の使い方用手指の巧緻性・目と手の協応等を見ます。
- ・聴覚・触覚・視覚・痛覚等についての過敏さや鈍感さがないか見ます。

(5) 家族と家庭生活

- ・保護者との信頼関係を築く→子どもの生育歴や家庭での様子について聞き取る→学校での指導につなげていくヒントを探る→家庭での協力を求める。
- ・休み明けや登校時の子どもの表情、子どもに家庭での様子を聞き取る。→家庭でのストレスを推測することができます。

6 教職員の特別支援教育の理解を図っていき

いた

いがある
次のようなアプローチがあります。

(1) 特別支援教育の組織作り

- ・特別支援教育のための組織を作り、特別支援教育に関する一般的な知識や情報を発信、推進目標の明確化、校内の支援体制の整備、研修及び会議等の年間計画を作成します。(理解啓発)

例:校内委員会の下部組織(特別支援委員会)

(2) 校内の児童生徒に関する具体的な事例の共有

- ・具体的な事例に関する情報交換の場を定期的に設定し、相談支援の流れを明確にする。
- ・個別指導については、担任の負担にならないよう、多くの教職員で分担して支援していく。(児童生徒と接することで情報の共有に繋がり、具体的な話し合いができる)
- ・児童生徒にどんな指導をしていくのかなどの方針を決め、全教職員で実行していくことが大切

※インシデント・プロセス法(別添資料2)

- ・発表者の短い象徴的な出来事をもとにして、参加者の質問によって事例の概要を明らかにし、原因と対策を考えていくものです。
- ・一般的な支援方法を踏まえながら、具体的な事例を検討でき、事例の児童生徒の理解、情報の共有が可能となります。

7 保護者との連携をどのように進めて行くか

支援を必要とする子どもを支えていくためには、保護者との連携は必要不可欠です。

(1) 障害受容を支える

- ・我が子に障害があると分かってからの、保護者の心理過程は「**ショック→否認→怒り・絶望→適応→再起**」を経ると言われています。
- ・障害が軽度である方が、障害受容が難しいとも言われています。
- ・上記のことを念頭に置きながら話しを進める

【障害を受容する】とは

- ・現実を歪曲したり目をそむけたりしないで、ありのままに見ることができる (現実直視)。
- ・その事実や対象に部分的な問題や課題があったとしても、全体として肯定的な意味を見出し肯定的な感情を持って、かかわることができる (全体的肯定)。
- ・そして、現実的な対処行動を開始する (現実的対処行動の開始)。

(2) 傾聴と受容

- ・保護者対応の基本は、「傾聴」と「受容」です。保護者と連携していくためには、信頼関係を築くことが不可欠です。

【傾聴】

- ・話の内容や相手の感情を丁寧に聞き取る態度

【受容】

- ・相手の気持ちを共感的に受け止め共に考えていこうとする態度

「傾聴」と「受容」が「共感的理解」につながります。

(3) 保護者とつながるために

ア 保護者と学校とのコミュニケーション

- ・学校と家庭で子どもの様子に具体的な差が生じた際に、何故そうなったのか等を話し合わなければなりません。それは、「出来た、出来ない」ではなく、どのような環境でそうなるのかを考えていく必要があります。

イ 保護者支援の実際 (最低限心がけたいこと)

- ・面談のねらいを明確にする。(要点を紙に書いて来てもらうことも効果的です)
- ・複数の教員で面談する。(学校として、子どものことを考える姿勢が大切です)
- ・面談を定期的に実施する。
(保護者の安心感につながるとともに、次回までにやるべき事の期限が決まり、取組への意欲が高まります)
- ・支援の見通しを示す。(将来的な視点に立つて考
えることが出来るようにすることで、保護者の気持ち

これで終わります。

ご静聴ありがとうございました。

特別支援教育コーディネーターとしてのご活躍を期待しております。